

公園の団体利用予約に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、団体による公園利用の重複を防ぎ、地域住民による公園利用を円滑にするため、武豊町都市公園条例（以下、「条例」という。）および武豊町都市公園条例施行規則に定めのない範囲において、団体による公園の利用予約に関し必要な事項を定めるものとする。

(予約ができる団体)

第2条 予約ができる団体は、町内に在住、在勤又は在学する人により構成される団体で、未成年でない代表者がいること。

(優先される団体)

第3条 条例に基づく行為の許可又は占用の許可を受けた者がいる場合、これを優先する。

(予約ができない行為)

第4条 次に掲げる行為を含む場合は、この規程により予約をすることができない。

- 一 条例第2条第1項各号のいずれかに該当する行為
- 二 条例第4条第1項各号のいずれかに該当する行為

(申込手続き)

第5条 予約の申込手続きについては、次のとおりとする。

- 一 予約をする者は、使用予定日の60日前から前日までの間に公園予約票（別紙様式1）を都市計画課へ提出する。
- 二 町が開設した電子申請フォームへ入力し送信することをもって公園予約票の提出に代えることができる。

(使用時の遵守事項)

第6条 予約をする者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- 一 雨天等で広場が軟弱な時は、使用しないこと。
- 二 ごみは、すべて持ち帰ること。
- 三 施設、器具等を破損した場合は、使用団体責任者が都市計画課へ報告するとともに原状に復すること。
- 四 車両等は指定された場所以外は、駐車しないこと。
- 五 火気は使用しないこと。
- 六 周囲に人がいる時は、危険のないように十分注意すること。
- 七 グラウンドの使用後は、次の利用者が使いやすいように整備すること。

(予約可能な場所及び時間)

第7条 公園予約が可能な場所及び時間については、別表1に掲げるとおりとする。

附 則

この規程は、令和8年3月1日から適用する。

別表 1

公園名		駐車場の有無	予約可能時間
鹿狩池公園	北グラウンド	有	8:00 ~ 21:00
	南広場	有	8:00 ~ 18:00
多賀第2ちびっこ広場		有	8:00 ~ 18:00
武豊中央公園（多目的広場のみ）		有	8:00 ~ 18:00 (土曜、日曜、祝日を除く)
その他の公園		無	8:00 ~ 18:00